

【新型コロナウイルス感染拡大防止措置】

出張の禁止

感染拡大地域に限らず、出張業務は禁止します

出勤の自粛

以下の場合、5日～14日間の出勤自粛を要請します

国内外の感染拡大地域へ訪問・滞在した場合

風邪のような症状がある場合

37.5度以上の発熱がある場合

大規模集会やイベントへの参加自粛

主催者の判断に任せず、自己責任で判断する事

新型コロナウイルスは罹患者が無症状のまま感染を拡大させます
世界各地でパンデミックが発生し、国内での感染者も連日増加し
それに伴いお亡くなりになられる方も増加している状況です

3月31日山形県で初の感染者が報告されました

誰もがいつ感染してもおかしくない状況と言えます

他人事と思わず、感染防止に努めてください

感染が疑われる場合や体調不良がある場合は、自宅待機とし

速やかに県や市の新型コロナウイルス肺炎相談窓口まで

連絡してください 庄内保健所:0235-66-4920

「3つの条件の重なり」を避けて行動してください

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの人密集
- ・近距離での会話や発声